入門

インボイス制度説明会

令和５年 10 月から消費税の新たな制度としてインボイス制度が実施されます。次のように、現在「免税事業者」の方においても、「課税事業者」の方においても影響がある制度です。

① **現在、消費税の申告をしている方（「課税事業者」）**…仕入先や発注先が「免税事業者」の場合、支払った経費に係る消費税を仕入税額控除に算入できず消費税の負担額が増える場合があります。

② **現在、売上が 1000 万円未満の「免税事業者」の方**…インボイスの交付を行うためには国税局への登録が必要で、登録をすることで「課税事業者」を選択したこととなります。→納税義務者へ

「免税事業者」においては、ご自身の事業内容に応じて**登録すべきかどうかの判断が必要**です。

当日は、制度実施による事業への影響や、制度開始までに準備しておくポイント等を分かりやすくご説明させていただきますので、是非ご参加ください。

商工会員以外の方も無料でご参加頂けます。
取引先やお知り合いの方にもお声がけ下さい。

日　　時：　令和５年１月２６日(木)１８：３０ ～ ２０：００
場　　所：　広川町産業展示会館 ２階 大ホール
費　　用：　無　料（会員・非会員問わずどなたでも）
講　　師：　塩塚税理士事務所 税理士 塩塚 修 氏
申込方法：　下記をご記入の上、FAX にて商工会へお申し込み下さい。

« 主な講演内容 »

① 消費税のしくみ
② インボイス制度の概要
③ 適格請求書の記載事項
④ 売り手・買い手の留意点
⑤ 適格請求書事業所の登録手続き　等

「免税事業者」の方で、取引先に事業者が多い業種の方は、インボイスの登録をおススメします！

【申込先】広川町商工会 行　　　　**【FAX】0943-33-1068**

事業所名		電話番号	
参加者名			

切り取らずにこのまま FAX ください。　　　　締切：１月 23 日(月)必着